

# 経営者保証ガイドラインに基づく 債務整理に向けた課題



株式会社 福島銀行

# 債権者の合意の形成

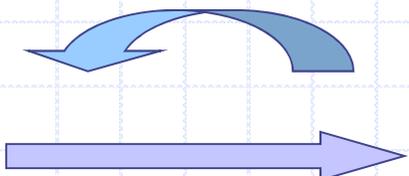
- ◆ 経営者保証ガイドラインの周知が図られており、金融機関内での合意は最終的に不調となるケースは少ないが・・・
- ◆ 営業債権者（買掛金等）が代表者から保証をとるケースは少なくない。

# 「営業債権者等と協力した事例」

債務者



出資、人材派遣、資金繰支援



債権者



買掛金

|        | 帳簿額  | 実態    | 比率    |
|--------|------|-------|-------|
| 買掛金    | 386  | 386   | 38.1% |
| 未払金    | 100  | 226   | 22.3% |
| C銀行    | 250  | 250   | 24.7% |
| D銀行    | 150  | 150   | 14.8% |
| 金融機関借入 | 400  | 400   | 39.5% |
| 負債合計   | 886  | 1,012 |       |
| 純資産    | ▲326 | ▲589  |       |

EBITDA15百万円

① 金融債務と営業債務の逆転

準則型私的整理手続きの前段として

- I. B社の支援意思(買掛金)
- II. 租税債権との協議

② 買掛金への代表者保証の事実

一部を放棄・劣後債権に切替え

③ 経営者保証ガイドラインの準用

未払金の実質的劣後対応  
買掛金を準消費貸借契約に切替え保証責任は金融機関と同列。

# 動かない経営者への働きかけ

- 家族を含めた話し合い。
- 「本人の覚悟」と「大切な何かを守る。」  
自宅、子供、従業員、プライド等
- 真面目な人ほど律儀。